

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.9- 「併記同義語」

☆☆

厳しい残暑が続いていますが気がつけば鳴く蟬の声が変わったようです。因みにミンゼミ、アブラゼミ、クマゼミは夏の季語、ツクツクボウシ、蛹(ひぐらし)は秋の季語です。

「アルファ碁」などの人工知能(AI = Artificial Intelligence)と人間の棋士との対決が巷の話題となったのは春先のことでした。囲碁、将棋、チェス、チェッカー、オセロなどのゲームは「ゲーム理論」(Game Theory)では「二人零和有限確定完全情報ゲーム」(Two-players, Zero-sum, Logical Perfection Information Game)に分類されます。このようなゲームは相手の手を完全に先読みすることが理論的に可能であり、それに基づき双方のプレイヤーが最良の手を打てば必ず先手必勝・後手必勝・引き分けが決まるという特徴を持ちます(もちろん完全な先読みが人間には不可能なためゲームとして成立する訳ですが)。これが人工知能等のソフトウェアが開発しやすい理由と思われる。

翻訳の世界でも、そんな人間と人工知能の対決が国際通訳翻訳協会と世宗大学(韓国)の主催で今年2月にソウルで開催されました。対決は人間の翻訳士4名と人工知能翻訳ソフト3機種が同じ課題を翻訳し、それを同協会の会長を含む3名の専門家が採点する方式で、その課題(翻訳言語方向)はハングル⇄英語(文学分野)、ハングル⇄英語(非文学分野)の合計4パターンでした。

人間側は30歳から55歳までの専門翻訳士の男・女4名で、対する人工知能はグーグル翻訳(Google Translate)、ネイバーのPapago(Naver Papago)およびシストラン(SYSTRAN)の翻訳ソフトという顔ぶれでした。結果は30点満点で人間の翻訳士の平均が24.5点、翻訳ソフトが10点と人間の圧勝となりましたが、本イベントは勝敗よりは機械(翻訳ソフト)が人間と協業する水準程度まで進化したことが認識されたという点で評価されているようです。

♪♪♪

英文契約書では英文内で同じ意味の語句が反復(併記)されるケースが多くみられます。これを「併記同義語」といいますが、この同義語の併記には以下のような歴史的な背景があります。

5世紀にイングランドに侵入したゲルマン系アングロサクソン人は、9世紀にかけて七王国(Heptarchy)と呼ばれる国家群を形成しました。この国家群は9世紀初め、その一国ウェセックス(Wessex)のアルフレッド大王(Alfred the Great)により政治的に統一されました。この統一とほぼ同じ時期にデーン人(Daner)(ノルマン人、Normanean)の侵攻が活発になりました。1013年にはイングランドはデンマーク王のクヌート(Canute)に征服され、北海帝国(North Sea Empire, 1016-1042)に組み込まれました。その後、一時的にアングロサクソン族の王が復活しましたが1066年フランスのノルマンディー公ギヨーム1世(Guillaume I)(ウィリアム征服王、William the Conqueror)に再び征服されました。

その結果、イングランドの支配階級はアングロサクソン族からノルマン系フランス人に交代しノルマン朝 (Norman Dynasty, 1066-1154) が成立、以後イングランドはフランス文化の影響を強く受けることになりました。

ノルマン朝では、支配階級がフランス語、一般庶民が英語を話すことになったため国内の意思疎通を図るために英・仏の同義語を併記する方法が採用されました。これが「併記同義語」の由来です。当然に法律の分野もこれに影響を受けました。当初はフランス語系と英語系の単語を併記していましたが、その後は語系に関係なく慣行的に同義語が併記されるようになり、その名残が現在でも英文契約書に見受けられます。

主な併記同義語一覧

併記同義語	意味	併記同義語	意味
acknowledge and agree	認める	kind and nature	性質の
act and deed	行為	known and described as	…と呼ばれる
all and every	一切の、全ての	laws and acts	法律
any and all	全ての	make and enter into	締結する
assign and transfer	譲渡する	mean and include	…を意味する
authorize and empower	権原を与える	mentioned or referred to	記載される
by and between	…により	modify and change	変更する
cease and come to an end	終了する	null and void	無効な
construe and interpret	解釈する	observe and comply with	従う、遵守する
costs and expenses	費用、必要経費	of and concerning	…について、…の
covenant and agree	同意する	over and above	…を超える
cover, embrace and include	包含する	power and authority	権原
desert and vacate	立ち退く	release and discharge	責任を免除する
due and payable	支払期限に達した	replace and substitute	取り替える
each and all	全ての、一切の	request and demand	求める、請求する
each and every	あらゆる、各	request and require	求める、請求する
effective and valid	有効な	save and except	…を除いて
force and effect	効力	sole and exclusive	独占的な、排他的な
final and conclusive	最終の、終局の	supersede and displace	…にとって代わる
for and during the term of	…の間中	terms and conditions	条件
for and in/on behalf of	…のために	true and correct	正しい
full and complete	完全な	type and kind	…の種類
furnish and supply	供給する	under and subject to	…に従い
give and grant	付与する	void and of no effect	無効な
give devise, and bequeath	遺贈する	when and as	…のとき、…の場合
have and hold	保つ	willfully and knowingly	故意に、意図的に
have and obtain	所有する、保有する	with regard to and in connection with	…に関して
keep and maintain	備える、維持する	will and testament	遺言書

(英文例)

Each party shall bear all costs and expenses incurred by it in relation to negotiating, preparing and executing the definitive Agreement.

「各当事者は、最終契約の交渉、作成、および締結に関して自らが被った費用をすべて負担するものとする。」

In the event of any default in the payment of any installment of principal or of interest, the entire sum remaining unpaid, together with the interest thereon, shall become immediately due and payable.

「元本の分割払い金または利息の支払いについて不履行があった場合、まだ返済されていない残金の全額が、その全額に発生した利息とともに直ちに支払期限に達するものとする。」

If no adjustment can be made, the relevant provision shall be deleted as though never included in this Agreement and the remaining provisions hereof shall remain in full force and effect.

「調整が不可能な場合、当該規定は本契約にもともと含まれていなかったものとして削除されるものとし、本契約の残存規定は引き続き完全な効力を維持するものとする。」

Distributor shall keep and maintain accurate books and records of all licenses granted for the Products, a list of current end-users, and support fees payable.

「販売店は、本製品に関して付与される一切のライセンス、現在のエンドユーザの一覧および支払うべきサポート手数料に関する正確な帳簿および記録を維持するものとする。」

The Borrower is a corporation duly organized, validly existing and in good standing under the laws of Japan, and has full power and authority to own its property and to carry on its business as presently conducted.

「借主は日本国の法律に従って正式に設立され、有効に存続し、訴訟当事者適格を備えた法人であり、自らの財産を所有し、かつ現在遂行中の事業を遂行するための十分な権限を有している。」

This Agreement constitute the entire agreement between the parties hereto with respect to subject matter hereof and shall supersede and displace all previous communications between them, either oral or written.

「本契約は、本契約の主題に関する両当事者の完全な合意を構成するものであり、両当事者間の口頭または書面による以前の全ての交信事項に取って代わるものとする。」

参考文献:

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

「ビジネス法務・契約書英語科専門講座テキスト」(サン・フレア アカデミー)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第9号 2017年8月28日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: donaka@sankieng.co.jp

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.